

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

小野市の総人口は、47,561人（令和4年3月末時点）となっており、平成30年からの人口増加率は▲2.56%であるなど、微減にとどまっている。

本市の産業構造は、そろばん・木工芸品・家庭刃物などの地場産業を中心に発展してきた歴史を有し、現在でも雇用者数の約4割、売上高の約6割、付加価値額の約6割を占める、製造業を中心とした経済構造となっている。

近年は、市内全出荷額の4割を占める「小野工業団地」や「小野流通等業務団地」への企業立地、「ひょうご小野産業団地」の整備により、新技術の開発や生産・流通コストの削減、さらには企業経営の合理化・高度化により、生産性の向上が図られている。

一方、消費者ニーズの変化や低価格の外国製品の台頭、さらには少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等、厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させることで、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上が求められる。

(2) 目標

伝統と歴史ある技術・技能の継承と多様な販路開拓等の実現を目指すとともに、生産性の向上をはじめ、雇用の量・質の確保、将来産業の育成、労働環境の改善を促進する。

これを実現するため、年30件以上の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を策定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電関連設備は、当市が持つ豊かな自然環境や景観との調和を阻

害する恐れがあることや、地域の直接的な雇用、人材育成に寄与しないため対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

市内随所に事業所が存在しているため、対象地域を市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

市域に存在する様々な業種に対応するため、全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。